る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」に改め、「（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）及び「（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）を削り、同表第二百六十二条第一項及び第二項の項中「第二項」を「第三項」に改め、同表第二百六十二条第三項の項中「第二百六十二条第四項」に、「並びに同法」を「、同法」に改め、「特例」の規定により交付される通知書」の下に「並びに租税特別措置法施行令第二十五条の十三の八第二十三項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定により交付される報告書」を加え、同条第二十二項中「第四条の二第十一項」を「第四条の二第十二項」に改める。

第二十五条の十二の二第二十項中「及び第二項」の下に「、第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項」を加え、「、第百六十条第四項第二号イ(2)並びに第二百三十二条」を「並びに第百六十条第四項第二号イ(2)」に改め、同条第二十一項第二号中「第二百三十三条」を「第二項」を「第三項」に改め、同条第二十二項の表第二百六十二条第一項及び第二項の項中「第二項」を「第三項」に改める。

第二十五条の十三第五項中「同項第三号」を「法第三十七条の十四第五項第三号」に、「第九項」を「第九項第一号」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　法第三十七条の十四第五項第二号イ(2)に規定する政令で定めるところにより移管がされる上場株式等は、次に掲げる上場株式等とする。

一　非課税管理勘定を設けた法第三十七条の十四第五項第二号の口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等を当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定に移管することを依頼する旨、移管する非課税口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出して移管がされる上場株式等

二　法第三十七条の十四の二第五項第三号に規定する非課税管理勘定を設けた同項第一号に規定する未成年者口座（以下この号において「未成年者口座」という。）を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該非課税管理勘定に係る同条第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この号において「未成年者口座内上場株式等」という。）を法第三十七条の十四第五項第二号の口座に係る同号に規定する非課税管理勘定に移管することを依頼する旨、移管する未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出して移管がされる上場株式等

第二十五条の十三第十項第七号中「旧新株予約権」を「旧新株予約権等」に改め、同条第十四項中「提示して」を「提示し、又は署名用電子証明書等（法第三十七条の十四第七項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を送信して」に改め、同条第十六項各号中「書類に記載された」を「書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に改め、同条第十九項中「提示」の下に「又は署名用電子証明書等の送信」を加え、同条第二十項を削り、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「前二項」を「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22　法第三十七条の十四第二十三項に規定する政令で定める規定は、次条第四項又は第二十五条の十三の三第二項の規定とする。

第二十五条の十三第二十三項中「又は第二十一項」を削り、同条第二十四項中「同項第一号に掲げる方法により」を削る。

第二十五条の十三の二第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に、「に記載された」を「又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に、「名称」を「名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨」に改め、同条第三項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第四項中「氏名」を「氏名及び個人番号」に、「法第三十七条の十四第九項各号に掲げるいずれかの方法」を「特定電子情報処理組織を使用する方法（法第三十七条の十四第九項に規定する特定電子情報処理組織を使用する方法をいう。次条第二項において同じ。）」に改める。

第二十五条の十三の三第一項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第二項中「法第三十七条の十四第九項各号に掲げるいずれかの」を「特定電子情報処理組織を使用する」に改める。

第二十五条の十三の四第一項中「この条」の下に「及び第二十五条の十三の八」を加える。

第二十五条の十三の七第一項中「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第二十六項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第二十九項」に改める。

第二十五条の十三の七の次に次の一条を加える。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第二十五条の十三の八　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　振替口座簿又は株式等　それぞれ法第三十七条の十四第一項に規定する振替口座簿又は株式等をいう。

二　金融商品取引業者等又は営業所　それぞれ法第三十七条の十四第五項に規定する金融商品取引業者等又は営業所をいう。

三　未成年者口座内上場株式等　法第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。

四　払出し時の金額又は基準年　それぞれ法第三十七条の十四の二第四項に規定する払出し時の金額又は基準年をいう。

五　未成年者口座、未成年者口座開設届出書、非課税管理勘定、継続管理勘定、課税未成年者口座、課税管理勘定、未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書　それぞれ法第三十七条の十四の二第五項に規定する未成年者口座、未成年者口座開設届出書、非課税管理勘定、継続管理勘定、課税未成年者口座、課税管理勘定、未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書をいう。

六　契約不履行等事由　法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由をいう。

2　金融商品取引業者等の営業所において法第三十七条の十四の二第五項第一号の口座を設定しようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者（その口座を設定しようとする年（以下この項において「口座開設年」という。）の一月一日において二十歳未満である者又はその年中に出生した者に限る。）は、未成年者口座開設届出書に、未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付して、その口座開設年の前年十月一日からその口座開設年において最初に法第九条の九及び第三十七条の十四の二第一項から第四項までの規定の適用を受けようとする同条第五項第二号ロ(1)に掲げる上場株式等を当該口座に受け入れる日（当該未成年者口座廃止通知書を添付する場合には、当該受け入れる日又はその口座開設年の九月三十日のいずれか早い日）までに、これをその口座を設定しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に提出（同項第一号に規定する提出をいう。）をしなければならない。この場合において、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となつた未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する上場株式等をいう。第十一項、第十二項及び第十四項を除き、以下この条において同じ。）を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の九月三十日までの間は、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することができない。

3　法第三十七条の十四の二第五項第二号ロ(1)(ii)に規定する政令で定めるところにより移管がされる上場株式等は、非課税管理勘定を設けた同号イの口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定に移管することを依頼する旨、移管する未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出して移管がされる上場株式等とする。